

城東区保健福祉センターにおける乳幼児の発達障害の早期発見のための健康診査及び相談等の業務
会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、「城東区保健福祉センターにおける乳幼児の発達障害の早期発見のための健康診査及び相談等の業務」にかかる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 職務の内容について

会計年度任用職員は、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 1歳6か月児、3歳児健康診査事業における心理相談業務
- (2) 発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務
- (3) 4・5歳児発達障がい相談事業における心理相談業務
- (4) 育児教室(3か月児健診後のフォロー教室) 事業における心理相談業務
- (5) 乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務
- (6) 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
- (7) 地域に向向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- (8) 庁内関係部署との連携（子育て支援室など）
- (9) 関係機関との連携（医療機関、療育機関、保育機関など）
- (10) その他、乳幼児発達相談心理相談に係る乳幼児とその養育者へのグループ支援に関すること

3 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 論述試験
- ② 面接

4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間について

- (1) 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時～午後5時15分まで

「休憩時間」

45 分

「休日」

ア 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日のうち城東区長が指定する曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（イに掲げる日を除く。）

- (2) 城東区長は、前号の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替え、又は会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第 25 号）第 3 条第 2 項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）の勤務時間のうち 3 時間 45 分若しくは 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 3 時間 45 分若しくは 4 時間の勤務時間を当該休日に割り振ることができる。
- (3) 前号の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の 6 日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の 6 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の 21 日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。
- (4) 第 2 号の規定により勤務時間の割振りを変更する場合には、前号に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 項番 3 に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関する選考手続きは、この要綱の施行前においても、同項の規定により行うことができる。